

四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 1 5 日

四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市教委規則第 1 0 号

四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

四日市市立小中学校管理規則（平成 2 8 年四日市市教委規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 から 3 まで （略）  <u>（令和 2 年度の休業日に関する読替 え）</u> 4 <u>令和 2 年度に限り、第 3 条第 1 項 の規定の適用については、同条同項 第 4 号中「7 月 2 1 日」とあるのは 「8 月 1 日」と、「8 月 3 1 日」と あるのは「8 月 2 3 日」と、同条同 項第 5 号中「1 2 月 2 4 日」とある のは「1 2 月 2 6 日」と読み替える ものとする。</u>	附 則 1 から 3 まで （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（教育委員会学校教育課）